

北上市下水道事業管理規程第2号

北上市下水道事業職員の給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市下水道事業職員の給与規程の一部を改正する規程

北上市下水道事業職員の給与規程（平成26年北上市下水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>災害派遣手当</u>)</p> <p>第4条 災害派遣手当の額は、滞在期間及び施設の利用区分に応じて、次の表に掲げる額とする。</p>	<p>(<u>災害派遣手当等</u>)</p> <p>第4条 災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>の額は、滞在期間及び施設の利用区分に応じて、次の表に掲げる額とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。